

議案第14号

阿見町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
改正について

阿見町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和8年3月3日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

阿見町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年阿見町条
例第58号)の一部を次のように改正する。

別表中子育て支援ネットワーク会議委員の項を削り、同表に次のように加える。

審理員	日額	20,000円	700円	副町長
-----	----	---------	------	-----

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第58号）新旧対照表

改正前					改正後					備考
別表（第1条、第3条、第4条関係）					別表（第1条、第3条、第4条関係）					
職名	報酬		費用弁償		職名	報酬		費用弁償		
	支給区分	報酬額	費用弁償額	相当する職		支給区分	報酬額	費用弁償額	相当する職	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
子育て支援ネット	日額	5,300円	700円	一般職6級						
ワーク会議委員										
児童館運営委員会委員	日額	5,300円	700円	一般職6級	児童館運営委員会委員	日額	5,300円	700円	一般職6級	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
部活動地域移行検討委員会委員	日額	5,300円	700円	副町長	部活動地域移行検討委員会委員	日額	5,300円	700円	副町長	
					審理員	日額	20,000円	700円	副町長	

議案第 14 号 説明資料

【主な改正の理由】

非常勤特別職の廃止に伴い、その報酬及び費用弁償について削るもの。

非常勤特別職の追加に伴い、その報酬及び費用弁償について追加するもの。

【改正の事由等】

職名	区分	事由	改正内容
子育て支援ネットワーク会議委員	削除	附属機関の廃止に伴う削除	あみ子育て支援センターの設置に伴い廃止された子育て支援ネットワーク会議の委員に対する報酬及び費用弁償の額に関する規定について削るもの。
審理員	追加	適正な行政事務執行のための追加	行政不服審査制度における審査庁審理を適正に行うため、法務に精通し、専門的知識及び経験を有する者を任命することができるよう規定を追加するもの。